

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年2月1日発行 No. 28

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（3回目）について
【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

2月1日から高齢者の方の追加接種（3回目）を開始します。

【1 対象者】

追加接種（3回目）は、2回目接種を終了した日から7か月以上経過した高齢者の方から対象となります。

対象となる方へは、1月から順次「接種券」を郵送しています。

なお、国の方針により接種時期が変更となる場合があります。

【2 接種案内・変更の希望】

追加接種（3回目）では「日時・場所・ワクチンの種類」を事前に指定して通知します。

通知文をご確認いただき、日程やワクチンの種類の変更を希望する場合、または、接種を希望しない場合は「コールセンター」にご連絡ください。

なお、日程やワクチンの種類の変更については、ワクチンの供給量等の条件により、ご希望どおりにできない場合がありますのでご承知おき願います。

ワクチン接種は、集団接種と個別接種で行います。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【3 接種回数・ワクチンの種類】

接種回数：1回（無料） ワクチンの種類：ファイザー社製、または、モデルナ社製

※どちらのワクチンをご案内できるかは、国からのワクチン供給状況で変わります。

【4 接種の注意点・副作用】

接種に関する注意点や副作用、その他の事項について、詳しくは接種券に説明書を同封しますので、よくご確認ください。

【5 接種当日の持ち物】

(1) 予診票（追加接種用、接種券と一体型）

3回目の接種の予診票は、接種券が印刷されている一体型になります。

1回目・2回目接種の方も今までの予診票は使用できません。

(2) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

(3) お薬手帳（ある方のみ）

※(1)、(2)を忘れた場合は、接種を受けることができません。

【6 接種を受けることができない方】

明らかに発熱がある方など、予防接種を受けることが不適當な状態にある方。詳細は、送付した通知をご覧ください。

【7 1回目・2日目のワクチン接種をしていない方】

3回目接種期間に1回目・2日目の接種も受けることができますので、希望の方はコールセンターへお問い合わせください。

【8 デマンドタクシーのご案内】

自宅から接種会場（接種医療機関）まで「デマンド型乗り合いタクシー ふれあいタクシー」を無料でご利用できます。ご希望の場合は前日の午後3時までにゴリラタクシー（538-2333）に「ワクチン接種のために利用する」と伝えてご予約ください。

【9 住所地外接種届（※接種券が届いてから申請）】

接種は、住民票のある市町村の会場で受けることになっていますが、住所地外接種会場で受ける場合は、事前に「住所地外接種券届」の申請が必要です。詳しくは健康増進係へお問い合わせください。

町民の皆さまへ感染拡大防止の徹底をお願いします
【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

基本的な**感染対策**を**徹底**しましょう。



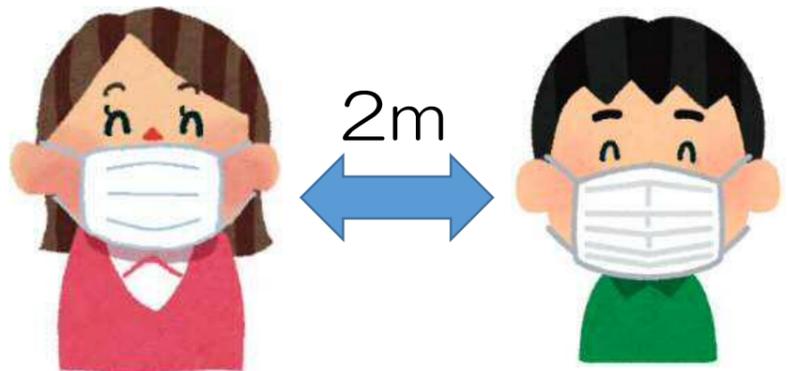
外出時や会話するときには、マスクを正しく着用しましょう。
大声や、マスク無しでの会話は控えましょう。※不織布マスクを推奨



窓を開けるなどして、こまめに換気をしましょう。
休憩室・更衣室の利用時など、居場所を移動する際にも注意してください。



こまめな手洗い、手指消毒を徹底しましょう。
テーブル、ドアノブ等を消毒するなども効果的です。



人との間隔は、できるだけ2m（最低でも1m）取りましょう。
買い物は、混雑する時間帯を避けて必要最小限の人数で。

大人数・長時間の飲食は、控えてください！



感染拡大地域（まん延防止等重点措置対象地域等）への不要不急の移動は、極力控えてください！



**テレワーク・Web
会議**を活用してください！



**発熱や喉の痛みなど
症状がある場合は、
外出を控えましょう！**



医療機関に早めの相談・受診をお願いします。

まずは電話でご相談ください！

かかりつけ医がない場合は

受診・相談センター（24時間対応）
0120-567-747

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ 【問い合わせ先：町民税務課税務係 内線1302】

本給付金は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける方々の生活・暮らしを支援するため、令和3年度住民税非課税世帯等の世帯主に対し1世帯当たり10万円を給付するものです。

支給対象世帯

【1 住民税非課税世帯】

基準日（令和3年12月10日）に、世帯員全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯が対象です。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

令和3年12月28日から、該当する世帯に対し「臨時特別給付金支給要件確認書」（以下「確認書」）を郵送しています。給付には「確認書」の提出が必要ですので、送付された「確認書」に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒により早めの返送をお願いします。

【2 家計急変世帯】

【1 住民税非課税世帯】の世帯以外で令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象です。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

こちらの世帯の方が給付を受けるには、町への申請書の提出が必要となります。申請書類については、川俣町ホームページで確認いただくか、町民税務課税務係（役場3番窓口）までお越しください。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援一時金について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した事業者の皆様を対象に一時金を支給します。

1. 支給対象者

川俣町内に店舗を有する者で、支給要件を満たし、下表の事業を営む事業者が対象になります。

対象業種ア (自動車運送業)	一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業
対象業種イ (卸売・小売・飲食店等)	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業

2. 支給要件及び支給額

補助判定月	令和3年7月 から 令和3年10月 まで
減収率	補助判定月のうち 一月でも前年もしくは前々年同月比15%以上
給付額	ア バス・タクシー 1台あたり10万円 ※ 保管場所が川俣町内となっている車両 が対象です。 イ 卸売・小売・サービス業等 賃貸物件50万円 自己所有20万円 ※パート労働者を除く 従業員が5人以下の事業者 が対象です。
その他	1. 納期の到来した町税等を完納していること。 2. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。

3. 受付期間・場所

期間：令和3年11月2日（火）～ 令和4年2月28日（月）

場所：産業課商工交流係（予約制）

4. 申請書配布場所

① 役場産業課窓口（町ホームページからも入手可能です。）

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/korona-jigyousyasien.html>

② 川俣町商工会

③ 町内各金融機関

